

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照表目次

一	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	1
二	協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）	7
三	資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）	8
四	株券等の保管及び振替に関する法律施行令（平成十二年政令第二百六十七号）	14
五	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第一百十八号）	17
六	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）	21
七	会社更生法施行令（平成十五年政令第二百一十一号）	23
八	金融機関の合併及び転換に関する法律施行令（昭和四十三年政令第四百四十三号）	24
九	商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手續等を定める政令（平成十四年政令第二十号）	27

改正案

現行

（投資口の質入れに関する読替え）  
 第六十一条 法第七十八条第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（投資口の質入れに関する読替え）  
 第六十一条 法第七十八条第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百九条第三項		第二百九条第一項				(略)
株主	会社	(略)	株券二	(略)	(略)	(略)
投資主	投資法人	(略)	投資証券二	(略)	(略)	(略)

第二百九条第三項		第二百九条第一項				(略)
株主	会社	(略)	株券	(略)	(略)	(略)
投資主	投資法人	(略)	投資証券	(略)	(略)	(略)

受クベキ株券	株券ノ交付	旧株券
受クベキ投資証券	投資証券ノ交付	旧投資証券

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第三項の規定において投資主名簿について  
商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え  
については、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	会社	株主又ハ	配当	投資主又ハ	(略)	投資法人	金銭ノ分配	(略)
第二百二十四条ノ 三第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二百二十四条ノ

株券	投資証券
----	------

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第三項の規定において投資主名簿について  
商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え  
については、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	会社	株主又ハ	株主若ハ	配当	投資主又ハ	投資主若ハ	金銭ノ分配	(略)
第二百二十四条ノ 三第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二百二十四条ノ

三第二項		
第二百二十四条ノ 三第三項	(略)	(略)

(投資証券に関する読替え)

第六十三条 法第八十三条第五項の規定において投資法人(規約をもつて法第八十四条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。)(の投資証券について商法第二百二十六条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第二百二十六条ノ 二第二項	株主名簿	投資主名簿
第二百二十六条ノ 二第四項	(略)	(略)

三第三項		
第二百二十四条ノ 三第四項	(略)	(略)

(投資証券に関する読替え)

第六十三条 法第八十三条第五項の規定において投資法人(規約をもつて法第八十四条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。)(の投資証券について商法第二百二十六条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第二百二十六条ノ 二第二項	株主 二	投資主 二
第二百二十六条ノ 二第四項及び第五	(略)	(略)

--	--	--

(投資口の併合に関する読替え)

第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第二百十五條第三項及び第四項	(略)	(略)
第二百十五條ノ二	株券ガ	投資証券ガ
(略)	(略)	(略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)

第七十四条 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項		
---	--	--

(投資口の併合に関する読替え)

第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第二百十五條第三項及び第四項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え)

第七十四条 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百八十条ノ十 七第二項	(略)	(略)	(略)	株券ガ 投資証券ガ	(略)	(略)	(略)	(略)	第二百八十条ノ十 八第三項において 準用する第二百九 条第一項	株主名簿 投資主名簿	株券ニ 投資証券ニ	トキ (株券ヲ発行セ ザル旨ノ定款ノ定ア ルトキハ質権者ノ氏 名及住所ヲ株主名簿 ニ記載又ハ記録シタ ルトキ	トキ

第二百八十条ノ十 七第二項	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二百八十条ノ十 八第三項において 準用する第二百九 条第一項	株主名簿 投資主名簿	株券 投資証券	(略)	(略)

2 5 (略)		利益若八利息ノ配当	金銭ノ分配
	2 5 (略)		

改正案	現行
<p>（優先出資の消却による登記の申請）</p> <p>第十四条 法第十五条第一項第一号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十五条第五項において準用する商法第二百五条第一項（株式併合の手続）の規定による公告をしたことを証する書面（発行済優先出資の全部について法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項（株券の不発行）の規定により優先出資証券が発行されていない協同組織金融機関にあつては、法第十五条第五項において準用する商法第二百五条ノ二（株券廃止会社等の株式併合の手続）の規定による公告又は法第二十八条の第二項の規定による通知をしたことを証する書面及び当該協同組織金融機関に該当することを証する書面）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（優先出資の消却による登記の申請）</p> <p>第十四条 法第十五条第一項第一号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十条第一項第二号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十五条第五項において準用する商法第二百五条第一項（株式併合の手続）の規定による公告をしたことを証する書面</p> <p>2 （略）</p>



改正案	現行						
<p>（優先出資の消却について準用する商法等の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第四十八条の二第一項の規定において優先出資の消却について商法第二百十五条第一項及び第二百二十条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 271 914 1093"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>2 法第四十八条の二第二項の規定において法第一百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について法第一百八条の十第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項」とあるのは「<u>第四十八条の二第一項</u>」と、「前条第三項」とあるのは「<u>第一百八条の九第三項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第四十八条の二第二項の規定において優先出資の消却について商法第二百十三条第四項の規定を準用する場合には、同項中「<u>第三百七十六条第一項及第二項</u>」とあるのは、「<u>資産の流動化に関する法律第一百八条の八第三項又八第一百八条の九第三項ニ於テ準用スル第三百七十六条第一項及第二項</u>」と読み替えるものとする<sup>〇</sup>。</p>	（略）	（略）	（略）	<p>（優先出資の消却について準用する商法等の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第四十八条の二の規定において優先出資の消却について商法第二百十五条第一項及び第二百二十条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 1173 914 1995"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>2 法第四十八条の二の規定において法第一百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について法第一百八条の十第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項」とあるのは「<u>第四十八条の二</u>」と、「前条第三項」とあるのは「<u>第一百八条の九第三項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p>	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）					
（略）	（略）	（略）					

第五条の三 法第四十八条の四の三第三項の規定において同条第二項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について商法第二百二十条ノ五第二項の規定を準用する場合には、同項中「総会」とあるのは「社員総会」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

第六条 (略)

2 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(削る)

第五条の三 法第四十八条の四の三第三項の規定において同条第二項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について商法第二百二十条ノ五第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同条第三項中「総会」とあるのは「社員総会」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

第六条 (略)

2 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第二百二十条ノ五 第二項	第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第三項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三

第二百二十条ノ五 第二項		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

(優先出資について準用する商法等の規定の読替え)

第七条 法第四十九条第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
受クベキ株券	(略)	受クベキ優先出資証券又八単位未満優先出資証券
第二百九条第三項	(略)	出資証券

第二百二十条ノ五 第三項			株主	第一項
(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	優先出資社員	

3 (略)

(優先出資について準用する商法等の規定の読替え)

第七条 法第四十九条第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

項	第二百十四条第三	株券ノ交付	優先出資証券又ハ八単 位未滿優先出資証券 ノ交付
	(略)	旧株券	旧優先出資証券又ハ 旧単位未滿優先出資 証券
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第七十五条第二項の規定において受益証券の権利者  
について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術  
的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

項	第二百十四条第三	(新設)	(新設)
	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第七十五条第二項の規定において受益証券の権利者  
について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術  
的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第二百二十四条ノ 三第三項	(略)	(略)
------------------	-----	-----

(特定目的信託の受益権について準用する商法の規定の読替え)  
 第三十三条 法第七十八条第一項の規定において特定目的信託の受益権について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	第二百二十六条ノ 二第二項	(略)
(略)	(略)	株主名簿	株券	会社	(略)
(略)	(略)	権利者名簿	受益証券	受託信託会社等	(略)

第二百二十四条ノ 三第四項	(略)	(略)
------------------	-----	-----

(特定目的信託の受益権について準用する商法の規定の読替え)  
 第三十三条 法第七十八条第一項の規定において特定目的信託の受益権について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	第二百二十六条ノ 二第二項	(略)
(略)	(略)	株主	株主名簿	株券	会社
(略)	(略)	受益証券ノ権利者	権利者名簿	受益証券	受託信託会社等

第二百二十六条ノ 二第四項		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第二百二十六条ノ 二第四項及び第五 項		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

四 株券等の保管及び振替に関する法律施行令（平成十二年政令第二百六十七号）

改正案	現行												
<p>（投資証券について準用する法の規定の読替え）</p> <p>第三条 法第三十九条の二の規定において投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号。以下この条において「投資信託法」という。）に規定する投資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="603 271 863 1093"> <tr> <td data-bbox="759 271 863 528">(略)</td> <td data-bbox="759 528 863 808">(略)</td> <td data-bbox="759 808 863 1093">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 271 759 528">第三十一条第一項 第一号</td> <td data-bbox="603 528 759 808">(略)</td> <td data-bbox="603 808 759 1093">(略)</td> </tr> </table> <p>（協同組織金融機関が発行する優先出資証券について準用する法の規定の読替え）</p> <p>第四条 法第三十九条の五第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下この条において「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次</p>	(略)	(略)	(略)	第三十一条第一項 第一号	(略)	(略)	<p>（投資証券について準用する法の規定の読替え）</p> <p>第三条 法第三十九条の二の規定において投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号。以下この条において「投資信託法」という。）に規定する投資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="603 1171 863 1993"> <tr> <td data-bbox="759 1171 863 1429">(略)</td> <td data-bbox="759 1429 863 1709">(略)</td> <td data-bbox="759 1709 863 1993">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1171 759 1429">第三十一条第一項 第一号及び第五項</td> <td data-bbox="603 1429 759 1709">(略)</td> <td data-bbox="603 1709 759 1993">(略)</td> </tr> </table> <p>（協同組織金融機関が発行する優先出資証券について準用する法の規定の読替え）</p> <p>第四条 法第三十九条の五第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下この条において「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次</p>	(略)	(略)	(略)	第三十一条第一項 第一号及び第五項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)											
第三十一条第一項 第一号	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											
第三十一条第一項 第一号及び第五項	(略)	(略)											

の表のとおりとする。

	(略)	(略)	(略)
第三十一条第一項 第一号	(略)	(略)	(略)

2 法第三十九条の五第二項の規定において優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について法第三十一条第五項の規定を準用する場合には、同項中「なくなつた旨又は第一項の株式の数の減少」とあるのは、「なくなつた旨」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が発行する優先出資証券について準用する法の規定の読替え)

第五条 法第三十九条の七第一項の規定において資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下この条において「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社によ

の表のとおりとする。

	(略)	(略)	(略)
第三十一条第一項 第一号及び第五項	(略)	(略)	(略)

2 法第三十九条の五第二項の規定において優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について法第三十一条第五項の規定を準用する場合には、同項中「なくなつた旨又は第一項の株式の数の減少」とあるのは、「なくなつた旨」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五条において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社が発行する優先出資証券について準用する法の規定の読替え)

第五条 法第三十九条の七第一項の規定において資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下この条において「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社によ



る特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項において「旧資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券を含む。）について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	(略)	(略)
第三十一条第一項 第一号	(略)	(略)	(略)

2 法第三十九条の七第二項の規定において資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について法第三十一条第五項の規定を準用する場合においては、同項中「なくなつた旨又は第一項の株式の数の減少」とあるのは、「なくなつた旨」と読み替えるものとする。

る特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項において「旧資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券を含む。）について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(略)	(略)	(略)
第三十一条第一項 第一号及び第五項	(略)	(略)	(略)

2 法第三十九条の七第二項の規定において資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について法第三十一条第五項の規定を準用する場合においては、同項中「なくなつた旨又は第一項の株式の数の減少」とあるのは、「なくなつた旨」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産流動化法第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（合併による登記の嘱託書等の添付書面）            第八条（略）</p> <p>2 更生計画の定めにより合併契約の相手方である金融機関が存続する金融機関となる合併をしたときは、当該合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 合併契約の相手方が銀行である場合には、次に掲げる書面</p> <p>イ 合併により定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めを設ける場合には、次に掲げる書面</p> <p>合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十条第一項の規定による公告（株券を発行しない旨の定款の定めがある銀行又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ一二第三項の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条ノ二の規定による公告又は合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面</p>	<p>（合併による登記の嘱託書等の添付書面）            第八条（略）</p> <p>2 更生計画の定めにより合併契約の相手方である金融機関が存続する金融機関となる合併をしたときは、当該合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 合併契約の相手方が銀行である場合には、次に掲げる書面</p> <p>イ 合併により定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めを設ける場合には、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面</p>

発行済株式の全部につき商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、当該銀行に該当することを証する書面

ロ(二) (略)

3 更生計画の定めにより協同組織金融機関又は株式会社を設立する合併をしたときは、当該合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一(五) (略)

(削る)

六 (略)

七 合併により株式会社が設立される場合において、当該株式会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり、かつ、合併により消滅する銀行の定款にその定めがないときは、前項第十号イに掲げる書面

八(十一) (略)

類 (組織変更における株式移転による設立の登記の嘱託書等の添付書類)

ロ(二) (略)

3 更生計画の定めにより協同組織金融機関又は株式会社を設立する合併をしたときは、当該合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一(五) (略)

六 合併により株式の併合又は分割をしたときは、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百五十五条第一項又は第二百十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

七 (略)

八 合併により株式会社が設立される場合において、当該株式会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり、かつ、合併により消滅する銀行の定款にその定めがないときは、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

九(十二) (略)

類 (組織変更における株式移転による設立の登記の嘱託書等の添付書類)

第三十二条 更生計画の定めにより組織変更に際して株式移転（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。以下この条において同じ。）をしたときは、当該株式移転による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二（略）

三 商業登記法第八十九条の四第一項第二号及び第三号に掲げる書面

四（略）

（合併による登記の嘱託書等の添付書面）

第四十二条 更生計画（法第三百四十一条第三項に規定する更生計画をいう。以下この節において同じ。）の定めにより法第三百四十三条の合併をしたときは、当該合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～六（略）

七 更生会社（法第三百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。以下この節において同じ。）が合併により定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めを設ける場合には、第八条第二項第十号イに掲げる書面

2 （略）

3 更生計画の定めにより法第三百四十五条又は第三百四十六条の合

第三十二条 更生計画の定めにより組織変更に際して株式移転（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。以下この条において同じ。）をしたときは、当該株式移転による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二（略）

三 商業登記法第八十九条の四第一項各号に掲げる書面

四（略）

（合併による登記の嘱託書等の添付書面）

第四十二条 更生計画（法第三百四十一条第三項に規定する更生計画をいう。以下この節において同じ。）の定めにより法第三百四十三条の合併をしたときは、当該合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～六（略）

七 更生会社（法第三百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。以下この節において同じ。）が合併により定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めを設ける場合には、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

2 （略）

3 更生計画の定めにより法第三百四十五条又は第三百四十六条の合

併をしたときは、当該合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～五 (略)

(削る)

六 (略)

七 合併により株式会社が設立される場合において、当該株式会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり、かつ、合併により消滅する銀行の定款にその定めがないときは、第八条第二項第十号イに掲げる書面

八～十一 (略)

併をしたときは、当該合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一～五 (略)

六 合併により株式の併合又は分割をしたときは、合併転換法第五  
条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百十五  
条第一項又は第二百十九条第一項の規定による公告をしたことを  
証する書面

七 (略)

八 合併により株式会社が設立される場合において、当該株式会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり、かつ、更生会社の定款にその定めがないときは、合併転換法  
第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百  
五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

九～十二 (略)

改正案	現行
<p>（預貯金契約の締結等の取引）</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>二十四の二 株券等の保管及び振替に関する法律第十五条第二項第三号の規定による質権者の氏名及び住所の顧客口座簿への記載又は記録</p> <p>二十四の三 株券等の保管及び振替に関する法律第十七条第二項第三号の規定による質権者の氏名及び住所の参加者口座簿への記載又は記録</p> <p>二十五～二十九（略）</p>	<p>（預貯金契約の締結等の取引）</p> <p>第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二十五～二十九（略）</p>

2.  
3  
(略)

2.  
3  
(略)

七 会社更生法施行令（平成十五年政令第百二十一号）

改 正 案	現 行
<p>（株式交換による変更の登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第六条 更生計画の定めにより更生会社が完全親会社となる株式交換をしたときは、当該株式交換による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定書謄本並びに商業登記法第八十九条の三第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（株式交換による変更の登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第六条 更生計画の定めにより更生会社が完全親会社となる株式交換をしたときは、当該株式交換による変更の登記の嘱託書又は申請書には、認可決定書謄本並びに商業登記法第八十九条の三第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>



改正案	現行
<p>（合併の登記申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第十五条第一項に規定する合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 存続金融機関が銀行である場合には、次のイからニまでに掲げる書類</p> <p>イ 法第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第六項（合併契約書の承認）の場合には、次に掲げる書面</p> <p>法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項（株式譲渡制限の決議等の公告等）の規定による公告（株券を発行しない旨の定款の定めがある銀行又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項（株券の不所持制度）の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、法第五条第一項の規定によりその例によ</p>	<p>（合併の登記申請書の添付書類）</p> <p>第九条 法第十五条第一項に規定する合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 合併により株式の併合又は分割をしたときは、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百五条第一項（株式併合の手続）又は同法第二百十九条第一項（株式分割の手続）の規定による公告をしたことを証する書面</p> <p>六 （略）</p> <p>七 存続金融機関が銀行である場合には、次のイからニまでに掲げる書類</p> <p>イ 法第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第六項（合併契約書の承認）の場合には、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項（株式譲渡制限の決議等の公告等）の規定による公告をしたことを証する書面</p>

ることとされる商法第三百五十条ノ二（株式譲渡制限の決議等の公告等の特例）の規定による公告又は法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百二十八条ノ二（株券廃止会社等の公告の特例）の規定による通知）をしたことを証する書面

発行済株式の全部につき商法第二百二十六条ノ二第三項（株券の不所持制度）の規定により株券が発行されていない銀行にあつては、当該銀行に該当することを証する書面

ロ二（略）

七（略）

2 法第十五条第一項に規定する合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三（略）

四 新設金融機関が銀行である場合には、次のイからホまでに掲げる書類

イ 八（略）

二 法第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第五項後段（合併契約書の承認）の場合には、前項第六号イに掲げる書面

ホ（略）

五（略）

ロ二（略）

八（略）

2 法第十五条第一項に規定する合併による設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三（略）

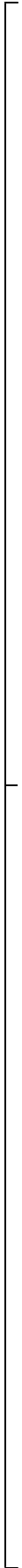
四 新設金融機関が銀行である場合には、次のイからホまでに掲げる書類

イ 八（略）

二 法第七条第三項第一号において準用する商法第四百八条第五項後段（合併契約書の承認）の場合には、法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第三百五十条第一項（株式譲渡制限の決議等の公告等）の規定による公告をしたことを証する書面

ホ（略）

五（略）



九 商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の  
 手続等を定める政令（平成十四年政令第二十号）

改正案	現行
<p>（商法第二百四条ノ二第二項及びその準用規定関係）            第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定は、商法第二百四条ノ三第二項、第二百四条ノ五第二項、第二百条第八項、第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十七條第二項、第二百三十七條ノ三第三項、第二百三十九條ノ四第二項、第二百四十五條ノ二第二項、第二百四十五條ノ三第二項、第二百五十六條ノ三第三項、第二百六十七條第二項、第二百九十三條ノ六第三項、第三百二十條第四項及び第三百三十四條第三項において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。            。この場合において、同法第二百四条ノ三第二項において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「株式の譲渡の相手方として指定された者」と、「会社」とあるのは「株主」と、同法第二百四条ノ五第二項において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「株式を取得した者」と、同法第二百条第八項、第二百三十二條ノ二第三項及び第二百三十七條第二項において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、前二項中「会社」とあるの</p>	<p>（商法第二百四条ノ二第二項及びその準用規定関係）            第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定は、商法第二百四条ノ三第二項、第二百四条ノ五第二項、第二百条第八項、第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十七條第二項、第二百三十七條ノ三第三項、第二百三十九條ノ四第二項、第二百四十五條ノ二第二項、第二百四十五條ノ三第二項、第二百五十六條ノ三第三項、第二百六十七條第二項、第二百九十三條ノ六第三項、第三百二十條第四項、第三百三十四條第三項及び第四百八十三條前段において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同法第二百四条ノ三第二項において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「株式の譲渡の相手方として指定された者」と、「会社」とあるのは「株主」と、同法第二百四条ノ五第二項において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「株式を取得した者」と、同法第二百条第八項、第二百三十二條ノ二第三項及び第二百三十七條第二項において同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、前二</p>

は「取締役」と、同法第三百二十条第四項において同法第二百四条ノ第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「社債権者」と、「会社」とあるのは「社債を発行した会社又は社債管理会社」と、同法第三百三十四条第三項において同法第二百四条ノ第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「社債権者集会の決議を執行する者」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、商法第百八十条第三項において同法第二百三十七条ノ三第三項及び第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ第二項の規定を準用する場合、同法第百九十六条、第百八十条第一項、第百八十条ノ十一第二項及び第二百九十五条第四項において同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ第二項の規定を準用する場合、同法第二百四条ノ五第一項後段において同法第二百四条の三第二項において準用する同法第二百四条ノ第二項の規定を準用する場合、同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）  
、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において同法第二百四十五条ノ第二項及び第二百四十五条

項中「会社」とあるのは「取締役」と、同法第三百二十条第四項において同法第二百四条ノ第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「社債権者」と、「会社」とあるのは「社債を発行した会社又は社債管理会社」と、同法第三百三十四条第三項において同法第二百四条ノ第二項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「社債権者集会の決議を執行する者」と、同法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ第二項の規定を準用するときは、前二項中「会社」とあるのは「外国会社」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、商法第百八十条第三項において同法第二百三十七条ノ三第三項及び第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ第二項の規定を準用する場合、同法第百九十六条、第百八十条第一項、第百八十条ノ十一第二項及び第二百九十五条第四項において同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四条ノ第二項の規定を準用する場合、同法第二百四条ノ五第一項後段において同法第二百四条の三第二項において準用する同法第二百四条ノ第二項の規定を準用する場合、同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）  
、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において同法第二百四十五条ノ第二項及び第二百四十五条

ノ三第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合、同法第三百三十九条第一項において同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに同法第四百三十条第二項において同法第二百三十二條ノ二第三項、第二百三十七條第二項、第二百三十七條ノ三第三項、第二百六十七條第二項及び第二百九十三條ノ六第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同法第八十條第三項において同法第二百三十七條ノ三第三項及び第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、「会社」及び第二項中「株主」とあるのは「株式引受人」と、「会社」とあるのは「発起人」と、同法第二百四条ノ五第一項後段において同法第二百四条ノ三第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式を買い受ける者として指定されたもの」と、「会社」とあるのは「株式を取得した者」と、同法第三百三十九條第一項において同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社債権者」と、同法第四百三十條第二項において同法第二百三十二條ノ二第三項及び第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「会社」とあるのは「清算人」と読み替えるものとする。

ノ三第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合、同法第三百三十九條第一項において同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合、同法第四百三十條第二項において同法第二百三十二條ノ二第三項、第二百三十七條第二項、第二百三十七條ノ三第三項、第二百六十七條第二項及び第二百九十三條ノ六第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合並びに同法第四百八十三條前段において同法第二百四条ノ三第二項及び第二百四條ノ五第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同法第八十條第三項において同法第二百三十七條ノ三第三項及び第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式引受人」と、「会社」とあるのは「発起人」と、同法第二百四条ノ五第一項後段において同法第二百四条ノ三第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式を買い受ける者として指定されたもの」と、「会社」とあるのは「株式を取得した者」と、同法第三百三十九條第一項において同法第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社債権者」と、同法第四百三十條第二項において同法第二百三十二條ノ二第三項及び第二百三十七條第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準

(削る)

(商法第二百四十二条ノ二第六項及びその準用規定関係)

第六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、商法第二百四十二条ノ五第一項後段及び第二百八十二条ノ三十三第三項において同法第二百四十二条ノ二第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同法第二百四十二条ノ五

用するときは、第一項及び第二項中「会社」とあるのは「清算人」と、同法第四百八十三条前段において同法第二百四十二条ノ三第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式の譲渡の相手方として指定された者」と、「会社」とあるのは「株主」と、同法第四百八十三条前段において同法第二百四十二条ノ五第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用するときは、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式を取得した者」と、「会社」とあるのは「外国会社」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、商法第四百八十三条前段において同法第二百四十二条ノ五第一項後段において準用する同法第二百四十二条ノ三第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「株主」とあるのは「株式を買い受ける者として指定されたもの」と、「会社」とあるのは「株式を取得した者」と読み替えるものとする。

(商法第二百四十二条ノ二第六項及びその準用規定関係)

第六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、商法第二百四十二条ノ五第一項後段、第二百八十二条ノ三十三第三項及び第四百八十三条前段において同法第二百四十二条ノ二第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において

第一項後段において同法第二百四条ノ二第六項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「株式を取得した者」と、同法第二百八十条ノ三十三第三項において同法第二百四条ノ二第六項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「新株予約権者」と読み替えるものとする。

(削る)

(有限会社法中の商法第二百二十四条第二項の準用規定関係)

第十九条 第八条第一項及び第二項の規定は、有限会社法第二十四条第五項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第一項及び第二項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

て、同法第二百四条ノ五第一項後段において同法第二百四条ノ二第六項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「株式を取得した者」と、同法第二百八十条ノ三十三第三項において同法第二百四条ノ二第六項の規定を準用するときは、前二項中「株主」とあるのは「新株予約権者」と、同法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ二第六項の規定を準用するときは、前二項中「会社」とあるのは「外国会社」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、商法第四百八十三条前段において同法第二百四条ノ五第一項後段において準用する同法第二百四条ノ二第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「会社」とあるのは「外国会社」と、「株主」とあるのは「株式を取得した者」と読み替えるものとする。

(有限会社法中の商法第二百二十四条第二項の準用規定関係)

第十九条 第八条第一項及び第二項の規定は、有限会社法第二十四条第四項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第一項及び第二項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。